

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第50号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)及び条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条の市規則で定める基準は、第1号及び第2号から第7号までの各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) から までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ から までに定める数

利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。

及び において同じ。)の数を6で除して得た数

利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(b) (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

ウ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

- b 看護職員の数は、1以上とすること。
  - c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
  - d 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下の場合 1以上
  - b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アの規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- ウ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- エ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- (4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合
- ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下の場合 1以上
  - b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 健康管理等を要する利用者のために看護職員を置いている場合におけるア(ア)の規定の適用については、同規定中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイの規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- エ ア(ア)及びイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- (5) 就労移行支援を行う場合
- ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
  - b 職業指導員の数は、1以上とすること。
  - c 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下の場合 1以上
  - b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数

以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすることができる。

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に置かれるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に施設障害福祉サービスの事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する障害者支援施設の従業者(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項の施設長は、専ら当該障害者支援施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準)

第4条 条例第5条の市規則で定める基準については、前条（第1項第7号を除く。）の規定によるものとする。ただし、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号イ、第3号ウ及びエ、第4号エ、第5号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤の者としてすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）及びウ、第3号ア（イ）及びオ、第4号ア（イ）及びオ、第5号ア（ウ）、イ（イ）及びオ並びに第6号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者としてすることができる。

（1）利用者の数の合計が60以下の場合 1以上

（2）利用者の数の合計が60を超える場合 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（構造設備）

第5条 条例第6条第2項の市規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

（1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

（3）避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（規模）

第6条 条例第7条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模とする。

（1）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（認定障害者支援施設を除く。以下この条において同じ。）にあっては、10人以上）

（2）施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 条例第7条第2項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模とする。ただし、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

（1）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

（2）就労継続支援B型 10人以上

（3）施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

3 複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第7条 条例第8条第3項の市規則で定める基準は、従たる事業所において6人以上の人員を利用させることができる規模とする。

（設備の基準）

第8条 条例第9条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
  - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室
  - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
  - イ 地階に設けないこと。
  - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
  - エ 寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。
  - オ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - カ 出入口のうち1以上は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (3) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 洗面所及び便所 居室のある各階について設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (7) 廊下
  - ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
  - イ 一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 条例第19条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該利用者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (3) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に引き渡すこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条、第4条及び第8条の規定は、条例附則第2項の規定により、当分の間、引き続き就労継続支援A型を提供することができることとされた障害者支援施設について準用する。この場合において、第3条第1項第6号中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、同項第7号及び同条第3項中「若しくは就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型」と読み替えるものとする。
- 3 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第1条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項及び次項において「旧障害者自立支援法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第1条第6号による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)又は旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する

場合における第8条第2号アの規定の適用については、同規定中「4人」とあるのは、「原則として4人」と読み替えるものとする。

- 4 旧障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）であって整備省令第31条による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）附則第3条の規定の適用を受けていたもの、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（旧身体障害者更生援護施設最低基準第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における第8条第2号ウの規定の適用については、同規定中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」と読み替えるものとする。
- 5 身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けていたもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けていたものの建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における第8条第2号ウの規定の適用については、同規定中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」と読み替えるものとする。
- 6 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、第8条第2号エに規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における第8条第7号アの規定の適用については、同規定中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」と読み替えるものとする。
- 8 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合は、第8条第7号イの規定は、当分の間、適用しない。